

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
58	有料老人ホーム等に係る表示の適正化、入居契約の適正化、関係法令の遵守等について、都道府県に対して指導の徹底を要請します。	厚生労働省	平成22年度末までに通知を发出します。また、その後の状況を踏まえて、必要に応じて指導の要請を行います。	年度内を目途に、都道府県等へ指導の徹底を図る内容の通知を发出する。	その後の状況を踏まえ、必要に応じて、都道府県等に対する指導の要請を行う。			
106	地域の高齢者に身近な地域包括支援センターが、消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行い、消費者被害の防止に取り組めます。	厚生労働省	今年度の全国介護保険担当課長会議において実施し、その後についても全国会議等で順次実施していきます。	高齢者の消費者被害を防止するため、地域包括支援センターが、市町村の消費生活センター等と高齢者の消費者被害に関する情報交換を行うこと等について、全国介護保険担当課長会議を通じて周知・指導を行う。	継続して全国介護保険担当課長会議等で周知・指導を行う。			